

熊本県天草ビジターセンター管理業務仕様書

1 趣旨

この仕様書は、管理業務の内容及び実施方法について定めるものとする。

2 施設の概要

- (1) 名称 熊本県天草ビジターセンター
- (2) 所在地 上天草市松島町合津 6311-1
- (3) 施設 次のとおり
 - ア 県の管理施設、工作物
 - (ア) ビジターセンター
鉄筋コンクリート平屋造、床面積 427.43 平方メートル
事務室、カウンター、展示室、レクチャーコーナー、倉庫及び駐車場（附属）
 - (イ) 工作物
 - ①休憩所 1か所 東屋（木造平屋建）
 - ②街灯 5本 ポール灯（H=3.7メートル）
 - イ 県と上天草市（施設名称：上天草市松島展望休憩所）との共同利用施設等
 - a 公衆トイレ
鉄筋コンクリート平屋造、床面積 47.94 平方メートル
男性用、女性用、多目的合併浄化槽式トイレ(201人槽)
 - b ブロアーポンプ室
鉄筋コンクリート平屋造、床面積 12.45 平方メートル
 - c 駐車場
アスファルト舗装、面積約 3,000 平方メートル(駐車場に附属する樹木を含む。)
 - d その他
園地内の道路、樹木
- (4) 展示品 解説グラフィックパネル、展示写真、ジオラマ(標本)等
- (5) 備品 テーブル、書架等
詳細は別紙「施設概要書」のとおり。

3 開館時間

午前9時から午後5時までとする。

(詳細は、熊本県ビジターセンター条例を参照のこと。)

4 休館日

- (1) 火曜日(火曜日が休日に当たるときは、その日後の休日以外の最初の日)
- (2) 12月30日から翌年1月1日まで
(詳細は、熊本県ビジターセンター条例を参照のこと。)

5 管理等に関する基本的内容

指定管理者は、天草ビジターセンターの管理のため次の業務を行うこと。

- (1) 天草ビジターセンターの維持管理

- ア 施設案内等のサービスによる円滑な利用及び施設の秩序維持
- イ 施設における火災、破損、事故、盗難等の防止及び設備・備品等の保守管理
- ウ 施設の清掃、警備
- エ その他施設の維持管理に必要な業務

維持管理の基本的内容は、別表1「天草ビジターセンターの保守点検及び維持修繕業務」のとおり。

(2) 天草ビジターセンターの運営管理

資料及び展示品による解説等、自然公園の利用促進に必要な業務

(3) 救護等の対応

施設利用者が、病気、ケガ等予期しない状態が生じた場合は、救護等の対応を行うこと。

(4) 指定管理者によるモニタリング

利用者アンケート等によりモニタリングを行い、利用者等の意見や要望を把握し、管理運営に反映させるよう務めること。

なお、施設の管理運営に関して自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ、県に報告すること。

6 法令の遵守

次に掲げる法令のほか、業務に関連する法令は、それを遵守しなければならない。

(1) 地方自治法第244条第2項及び同第3号

(2) 熊本県ビジターセンター条例

なお、協定の期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容を遵守する。

(3) その他募集要項3(3)に示す法令等

7 物品の管理及び帰属

(1) 指定管理者は、物品管理簿を備え、その保管に係る物品を整理し、異動が生じた場合は、県に報告するものとする。

(2) 指定管理者が委託料により物品を購入したときは、購入後の物品は県の所有に属するものとする。

なお、備品(取得価格10万円以上のもの)を購入しようとするときは、あらかじめ県に協議し、承認を得るものとする。

(3) 指定管理者が委託料以外をもって備品等を設置しようとする場合は、あらかじめ県に協議し、承認を得るものとする。

別表1 天草ビジターセンターの保守点検及び維持修繕業務

	項目	細目	実施頻度等
天草 ビジ ター セン ター ハ 本 体 ▽	清掃	・床面、窓ガラス、備品等の日常の清掃、整理整頓	・開館日
		・清掃用具の交換 (玄関マット、モップ等)	・適宜
	消防設備管理	・日常の保守点検	・開館日
		・定期点検	・法定等基準による
	機械設備管理	・日常の保守点検	・開館日
		・定期点検	・必要に応じ実施
	空調設備管理	・日常の保守点検	・開館日
		・定期点検・清掃	・年2回
	映像装置類管理	・日常の保守点検 (機械類の動作点検等)	・開館日
	展示パネル類管理	・日常の保守管理	・開館日
軽微な修繕	・照明装置の維持、交換	・必要に応じて随時	
	・その他施設の修繕	・必要に応じて随時	
附属駐車場管理	・駐車場の管理、清掃 (違法駐車 of 監視を含む。)	・開館日	
建築設備の点検	・法定点検	・法令等の基準による	
その他	・施設の維持管理に必要な業務	・必要に応じて随時	
公衆 トイ レ	清掃等	・日常の清掃	・開館日 (1日2回)
	浄化槽の管理	・法定点検 (清掃、水質点検等)	・法令等の基準による
	消耗品補充等	・消耗品の点検、補充	・随時
ポン プ 室	清掃	・室内の清掃	・開館日
		・室外の清掃	・必要に応じて随時
保守点検	・稼働状況点検	・法令等による。この他、必要に応じ点検	
駐 車 場 ・ 歩 道	清掃	・駐車場、歩道の清掃	・開館日
	植栽の管理	・樹木のせん定、雑草草刈り	・必要に応じて随時
		・消毒	・必要に応じて随時
管理	・違法駐車 of 監視、対応 ・駐車場、歩道の管理・点検	・開館日 ・目視による安全点検	
工 作 物	東屋管理	・安全点検	・目視による安全点検
	街灯管理	・点灯点検	・点灯点検は随時
・電球の交換		・電球交換は必要時	